

令和 6年 8月23日

小野市議会議長 高坂 純子 様

派遣議員 掘井 ひさ代

### 議員派遣報告書

先般、実施しました議員派遣について下記のとおり報告いたします。

#### 記

1 派遣日

2024年8月8日(木)・9日(金)

2 派遣議員

安達 哲郎 ・ 掘井 ひさ代

3 派遣先

全国市町村国際文化研究所（滋賀県大津市唐崎 2-13-1）

4 内 容

令和6年8月8日(木)

13:00～14:00 「自治体予算の原則」

14:15～16:30 「歳入・歳出予算の基礎とそのチェックポイント」

16:45～17:30 グループ討議

令和6年8月9日(金)

9:25～10:35 財政の現状把握～財政診断～

10:50～12:00 財政の現状把握

～地方公会計の活用～

13:00～15:00 意見交換・発表・質疑・まとめ

#### 自治体予算の原則

#### 予算の意義

- 予算とは・・・一般会計年度（4月1日～翌年3月31日）の歳入と歳出の見積り

- ① 自治体の行政がどのように行われるかを具体的に表現した一覧表
- ② 住民を代表して議会が首長をコントロールする手段（議決により首長に執行権を賦与）
- ③ 住民に情報提供、納めた税金がどのように使われ、効果が住民に還元されているかを判断する基礎

### 予算の種類

当初予算／補正予算      通年予算／暫定予算  
 骨格予算／肉付け予算      一般会計予算／特別会計予算

### 予算のルール

#### \*会計年度独立の原則

各会計年度の歳出は、その年度の歳入を充てる（法208②）

【例外】 予算の繰越 等

（継続費の通次繰越（法212）、繰越明許日（法213））

#### \*総計予算主義の原則

収入のすべてを歳入予算に

支出のすべてを歳出予算に計上（法210）

【例外】 一時借入金の収支など。

自治体の活動すべてを予算を通じて把握可能となる  
 予算執行上の責任を明確化

#### \*予算単一主義の原則

予算はシンプルに

① 予算は単一の見積表にあらゆる歳入、歳出を包含して計上、かつ

② 予算の調整は一会計年度に一回を相当とする。

【例外】 ①一般会計と特別会計（法209）

#### \*予算公開の原則・・・条例により年2回以上公表

住民への公共サービスの提供 ⇒ 予算によって実現

予算について、住民に理解され、協力を得ることが必要

予算の住民への公表、わかりやすい工夫が必要

## \* 予算の編成から成立・執行まで

- 予算（当初予算）は、約半年かけて、自治体の全組織を上げてつくられる  
庁内では、財政当局が中心となり、庁内各部局との間で調整し予算原案をまとめあげる。  
市町村長による予算査定を経て予算案が出来上がる。  
予算の調製権は地方公共団体の長に専属（法 149②、180の6①）



市町村長が予算を議会に提案（庁の専権事項）（法 112①）



議会で審議、可決されると予算が成立。（法 96①Ⅱ）  
⇒市町村長に予算の執行権が賦与 ⇒ 事業が実施可能になる。  
住民へ公表（法 216②）

## \* 議会における予算審議

### ● 予算の修正

一般には議決事故全般について議会の修正権が及ぶとされるが、増額議決について制限。  
議会は、長の予算の発案権（提出した予算の趣旨）を侵さない限りにおいて、増額議決ができる、（法 97②）

## \* 専決処分

- 特に緊急に議会を招集する時間的余裕がない場合等、首長は専決処分ができる。
- 専決処分を行った場合、次の議会で報告、承認を求める。
- 専決処分の趣旨を逸脱する目的での行使は違法。

## 予算のチェックポイント

### 予算の内容

#### \* 歳入歳出予算

歳入・・・性質によって款に大別、各款中は項に区分  
○款、項＝議決科目      ◎目、節＝執行科目

歳出・・・目的別に款に、各款中は項に区分  
項の内訳は目的別に目、性質別に節に区分  
○款、項＝議決科目      ◎目、節＝執行科目

### \* 予算（その他）

継続費・繰越明許費・債務負担行為＝単年度予算の補充  
地方債・一時借入金＝借入れ  
歳出予算の各項目間の流用

### \* 予算案のチェックポイント

#### 1 予算全体への視点

- ① 予算規模（全体の俯瞰図を得る）
- ② 財源不足の発生の有無、その処理
- ③ 一般財源の確保の状況

#### \* 一般財源

使途の特定がない財源  
地方税、地方交付税など

#### 2 健全な財政運営の視点

- ① 将来の財政負担の見通しと抑制
- ② 義務的情報の状況
- ③ 基金の積立・取崩しの状況
- ④ 行財政改革の推進

#### 3 予算に盛り込まれた政策・事業への視点

### \* 歳入のチェックポイント

自主財源（自治体が自主的に収入しうる財源）⇔依存財源一般財源（使途が特定されずどのような経費にも使用できる財源）⇔特定財源

地方税（固定資産税と市町村民税）・・・市町村税の約4割

地方交付税・・・自治体間の財源の不均衡を調整し、一定の行政サービスを提供しうる財源を保証

臨時財政対策債

課税自主権・・・地方団体が地方税の税目や税率設定などについて自主的に決定し、課税すること

地方債（地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入）⇔一時借入金

その他の歳入・・・分担金及び負担金・使用料及び手数料

財産収入、寄付金

## 歳出に関する基本原則

- 1) 住民のニーズの反映、地域課題への対応
- 2) 事業の必要性・緊急性、費用対効果
- 3) 行政改革の視点
- 4) 次年度以降の展開への考慮
- 5) 合理的な経費の見積り など

### ◎事務処理の基本原則

- 住民福祉の推進を図る（法 2 ⑭）
- 最小の経費で最大の効果を上げる（法 2 ⑭）
- 常に組織・運営の合理化に努める、規模の適正化を図る（法 2 ⑮）

### ◎歳出に関する基本原則

翌年度以降も健全な財政運営が出来ることを視野に入れ

【予算編成段階】法令に従い合理的な基準による経費の算定

【予算執行段階】目的に照らして必要且つ最小の限度を超えない経費の支出

### \*歳出のチェックポイント

- 義務的経費（人件費）  
ラスパイレス指数
- 繰出金

### \*決算について

決算・・・一会計年度の歳入歳出予算について作成する確定的な係数表  
（法 2 3 3）

- ① 歳入予算に対する出納の実績、歳出予算の適正な執行及びその成果を調査、その適否をみる。
- ② 次年度予算の執行の際の指針となる。

- 予算の執行終了（出納閉鎖） 5月末
- 歳入・歳出の整理・集計
- 決算書類の作成
- 監査委員の審査 7月～8月
- 議会の審査
- 議会の認定 9月議会（12月議会）

## \*決算関係書類

決算書  
歳入歳出事項別明細書  
実質収支に関する調書  
財産に関する調書  
証書類  
監査委員の意見  
主要な施策の成果を説明する書類

} 法律で定められている

## 財政を診断する

### \*実質収支

- 形式収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額
- 実質収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額 - 翌年度への繰り越し財源  
・ 黒字か赤字かを判断する際の中心

### \*実質収支比率

- 歳入と歳出のバランスの程度をみる  
実質収支比率 = (実質収支額 / 標準財政規模) × 100  
・ 目安として3～5%程度が望ましいといわれている

### \*単年度収支・実質単年度収支

- 単年度収支 = 実質収支 - 前年度の実質収支  
・ “単年度の現金の実質的な過不足額”を把握
- 実質単年度収支 = 単年度収支 + 財政調整基金積立金 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取崩し額  
・ 実質単年度収支の赤字が継続⇒次第に財政が危険水域

### \*財政力指数 ～財政面での豊かさの程度は

財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額 過去3年間の平均  
財政力指数が高い ⇒ 留保財源が大 ⇒ 財源に余裕

### \*経常収支比率

経常収支比率 = (経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源) × 100

### \*公債費負担比率

公債費（地方債の元利償還金等）に充当する一般財源が、一般財源総額に占める割合・・・財政構造の弾力性を示す

## 健全化判断比率

### \*実質赤字比率

一般会計等の赤字の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの 「早期健全化」基準 11.25%～15%

### \*連結実質赤字比率

公営企業を含む全会計の赤字の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの 「早期健全化」基準 16.25%～20%

### \*実質公債費比率

実質的な借金返済額の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの（3か年平均）  
「早期健全化基準」 25% 「財政再生」基準 35%

### \*将来負担比率

一般会計等の借入金や、第3セクター等まで含めた将来支払っていく可能性のある負担額の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの（将来の財政圧迫の可能性を表す）  
「早期健全化」基準 都道府県・政令市 400%  
市区町村 350%

※令和4年度決算 全国平均 都道府県：154.2%  
市区町村：8.8%

## 地方公会計の活用

現金主義会計と発生主義会計  
単式簿記と複式簿記

### \*地方公共団体における財務諸表の作成

- ① 貸借対照表
- ② 行政コスト計算書
- ③ 純資産変動計算書
- ④ 資金収支計算書

### 【所感】

今回の研修で、自治体の予算・決算に関する用語の説明を受け、理解が深まった。私自身は民間企業に勤務していたので、官庁会計と企業会計の考え方の違いについての講義は参考になり、今後の予算書・決算書のチェックに役立てたいと思います。議会は、予算の決定や決算の認定をし、住民が納めた税

金が住民に還元されているか判断をする重要な役割を担っており、今後も研修等を受講したいと思います。

① 予算審議のあり方、② 審査や事業の評価、③ 財源確保策、④ 公共施設の適正管理（更新・統廃合・長寿命化）⑤ 歳出の効率化（アウトソーシング・ICT活用など）のテーマに沿って演習があり、私は③財源確保策について意見交換をしました。メンバーは6名で、市町村議会議員で、「新たな産業を呼ぶか、人口増加で税収を確保するか。だが人口減少が進むばかりで難しい」「ふるさと納税でヒットを出す。が、今後のふるさと納税制度も変わるのでは？」「受益者負担の観点から使用料等はもらうべきでは？」「交付税措置の落とし穴はないのか。人口と財源は比例する」「補助金を給付する際、費用対効果、税収の見込みを検討することは必要」「今ある資源を活かし、村のアピールをして人を呼び込む」「発想の転換が必要では」「子育て支援に重点をおき市外に出ていかない施策を考える」「企業誘致に力を入れる」「観光に力を入れる」など様々な意見を交換し有意義な研修になりました。